

資料 1

竹原都市計画下水道の変更について (説明資料)

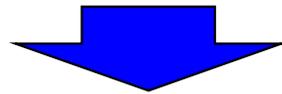
1. 都市計画について

(1) 都市計画とは

「都市計画」とは・・・都市計画区域内で**都市の健全な発展と秩序ある整備を図る**ための土地利用、都市施設、市街地開発等に関する計画

(都市計画法第4条)

「都市計画」とは、もちろん都市についての計画ですが、都市の計画の全てを都市計画として定められるわけではなく



- 土地利用や都市施設などに関する一定の計画決定
- 計画を実現するための各種の規制・誘導、事業の実施

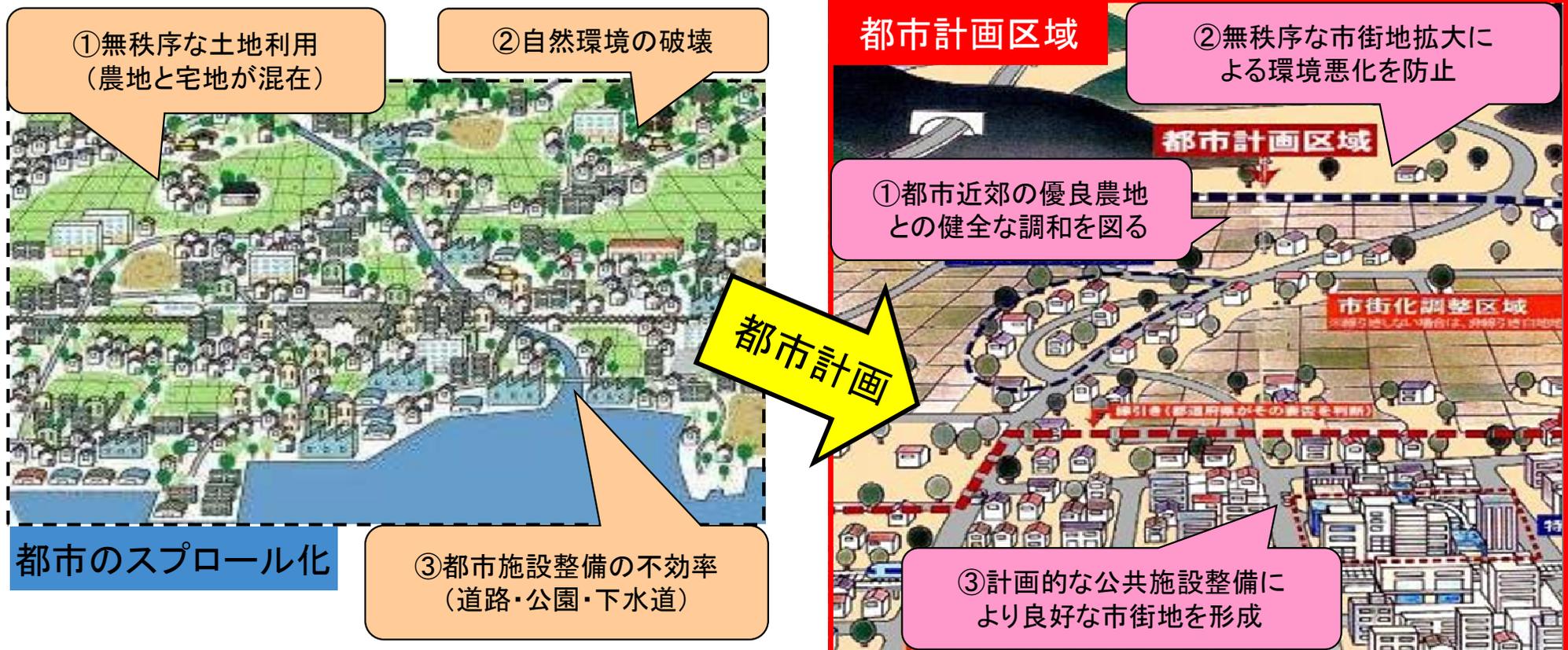
※これらの手続きは、都市計画法に従って行われている。

1. 都市計画について

(1) 都市計画とは

都市計画では、都市が無秩序に拡大すること（スプロール化）を防止し、「住みやすいまちづくり」を行うために一定のルールを定めて建物の建築などを制限している。

※都市計画区域では、都市計画法、建築基準法等による様々な規制を受ける



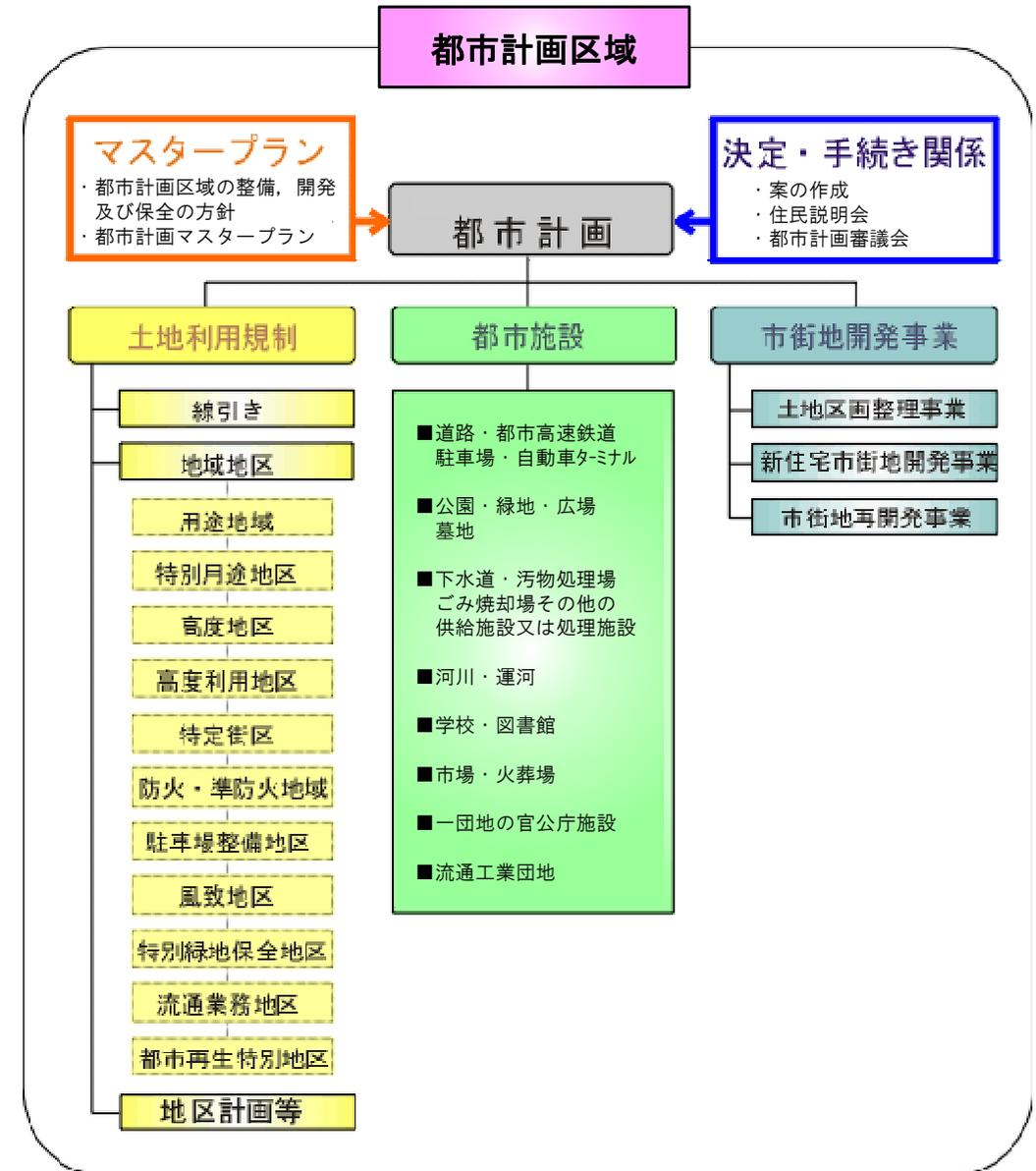
1. 都市計画について

(2) 都市計画のプロセス

① **都市計画区域**を定め、区域全体に係る都市計画の**基本方針の策定**を行う。

② 整備、開発、保全する区域を定め、都市を構成する各部分の用途をどうするか、**土地利用計画**を立てる。

③ 土地利用計画に基づき、道路・公園・下水道などの**都市施設**や面的な**開発事業**を組み合わせ、広域的な視野のもとに**整備計画**を立てる。



1. 都市計画について

(3) 都市施設

道路、公園、下水道など**安全で快適な都市生活と機能的な都市活動**に欠かせない公共施設で、都市としての根幹を形成するもの。

都市施設のうち、**土地利用や交通の将来的な見通しを勘案し必要なもの**について都市計画で定める。

都市施設の種類(都市計画法第11条)

交通施設	道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナル等
公共空地	公園、緑地、広場、墓園等
供給施設又は処理施設	水道、電気供給施設、ガス供給施設、 下水道 、汚物処理場、ごみ焼却場、廃棄物処理施設
水路	河川、運河等
教育文化施設	学校、図書館、研究施設等
医療施設又は社会福祉施設	病院、保育所等
その他	地方卸売市場、と畜場、火葬場、一団地の住宅施設等

1. 都市計画について

(4) なぜ都市計画決定をする必要があるのか

都市計画のメニューを法の手続きに従って定めることを、**都市計画決定**といいます。

土地利用、**都市施設**、市街地開発事業等を都市計画決定すると、そこには**法に基づく制限（＝都市計画制限）**がかかります。

そのため、都市計画決定を行う際は、その計画が本当に将来のまちづくりにとって必要か、そして妥当かを十分に検討する必要があり、**社会情勢等の変化や市・国の施策に応じて、適宜変更が必要**になります。

2. 公共下水道について

(1) 公共下水道とは

生活する中で使用した水（生活排水）を集め、処理場できれいにして海や川へ放流します。

水洗便所が使えます



周辺環境がよくなります



雨水をすばやく流します

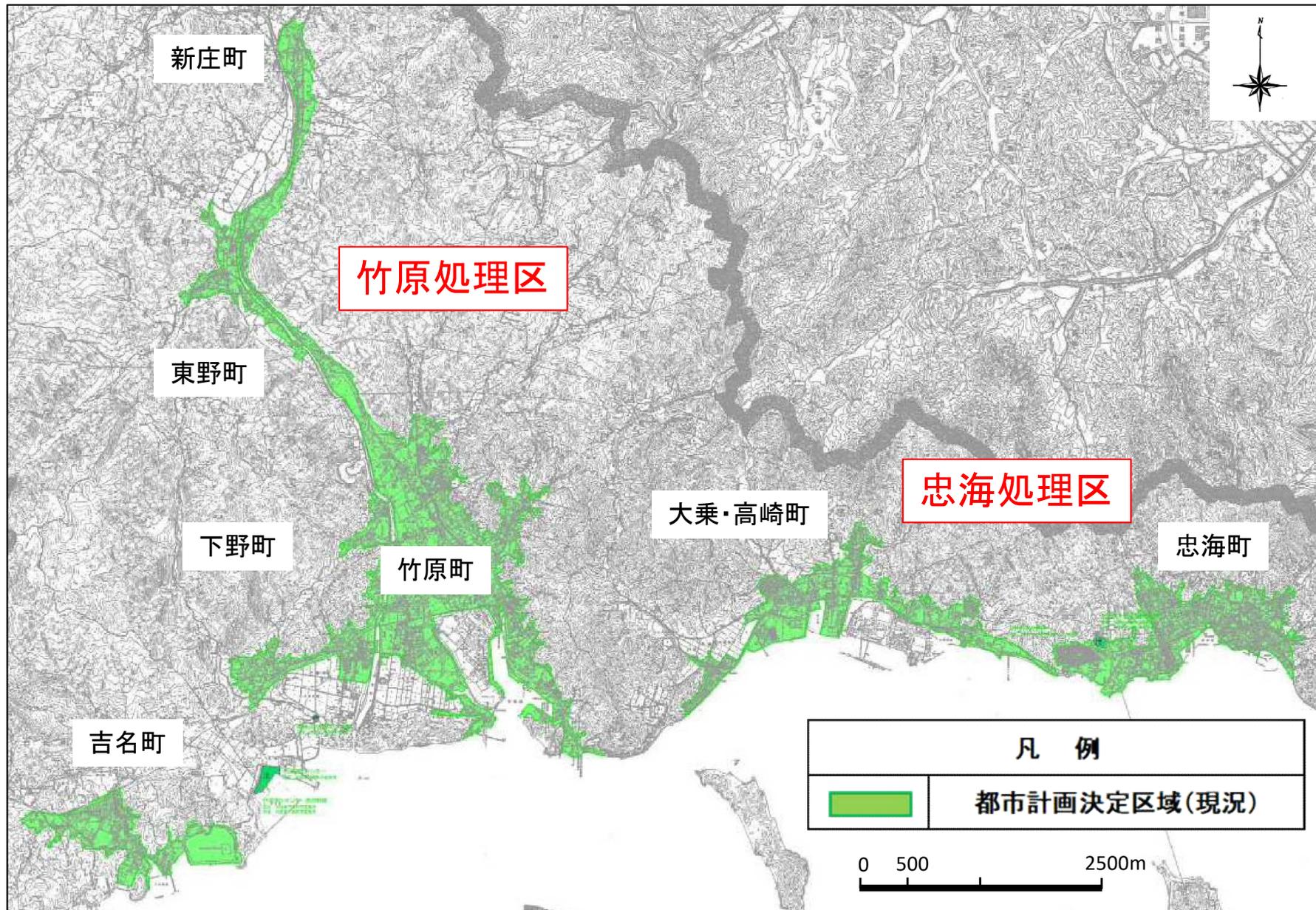


川や海がきれいになります



2. 公共下水道について

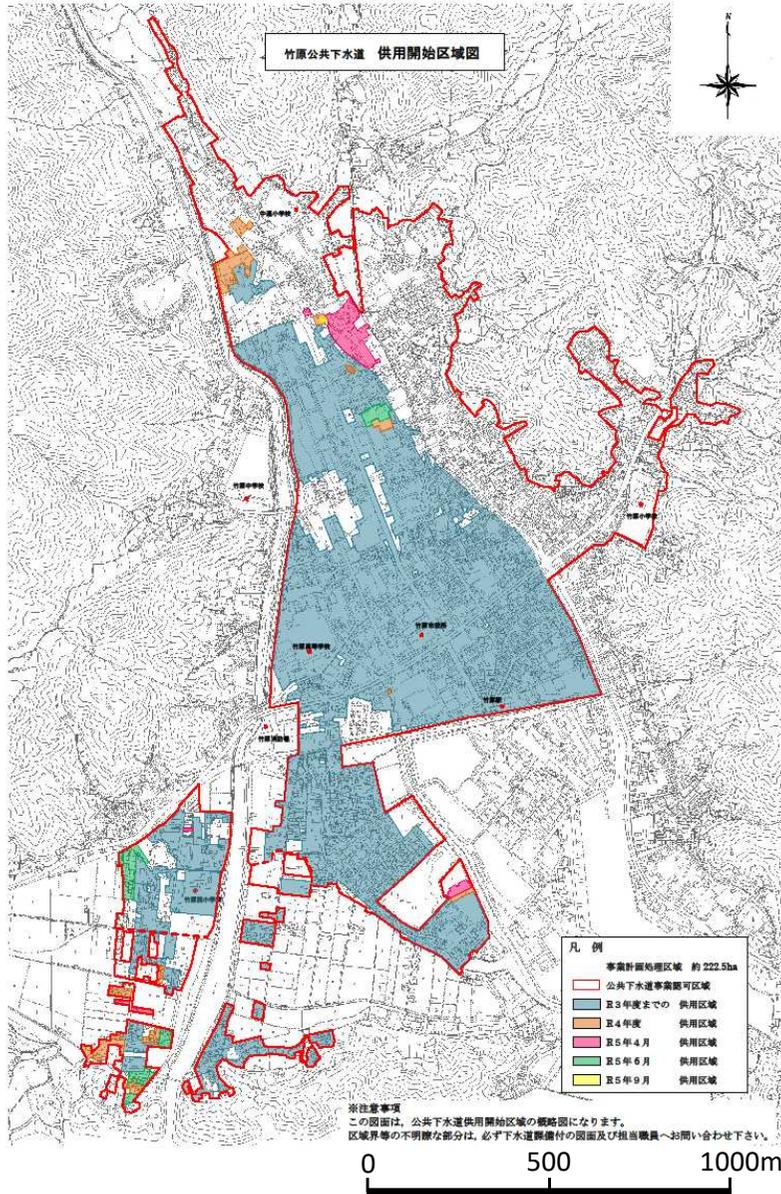
(2) 竹原市の公共下水道（現況）



2. 公共下水道について

(2) 竹原市の公共下水道（現況）

令和5年4月1日現在



	市全域	全体計画	整備済
人口	23,389人	21,118人	4,650人
区域面積	11,823.0ha	957.6ha	123.7ha

【下水道普及率】

19.9% (整備面積人口/全体計画市全域人口)

【下水道整備率】

55.6% (整備面積/認可区域面積)

3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(1) 汚水処理施設整備構想とは

汚水処理施設整備構想とは、汚水処理施設の整備を効率的かつ効果的に進めていくために、**公共下水道、合併浄化槽等の整備手法や区域、目標を定めた**ものです。

(2) 集合処理と個別処理

【集合処理】

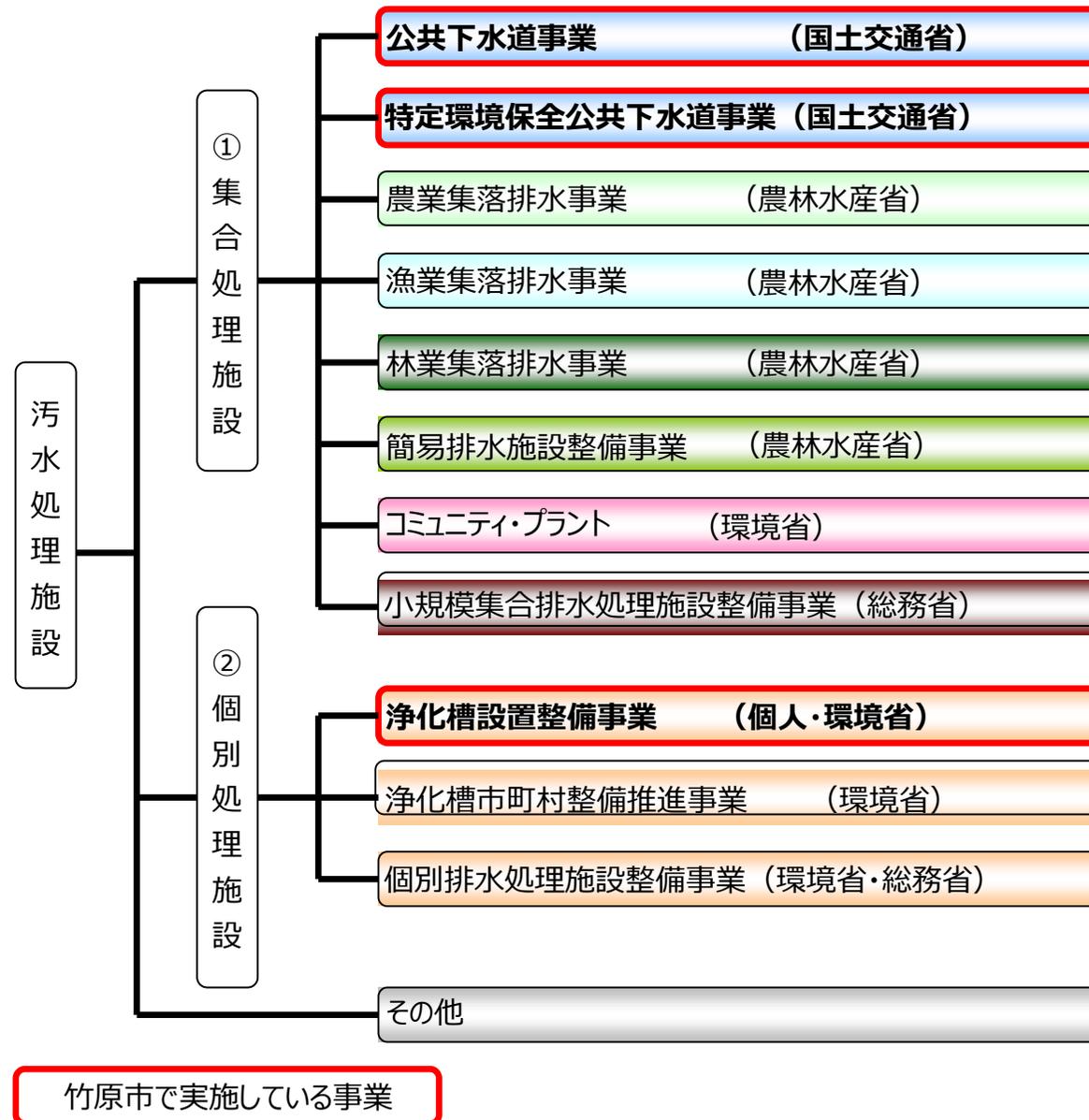
- ・ 家屋や事業所が密集した市街地の汚水処理に適しています。
- ・ 比較的整備に長期間を要します。

【個別処理】

- ・ 家屋や事業所がまばらな地区の汚水処理に適しています。
- ・ 比較的短期間で整備可能です。
- ・ 各家庭、事業所の浄化槽ごとに定期点検、検査が必要です。

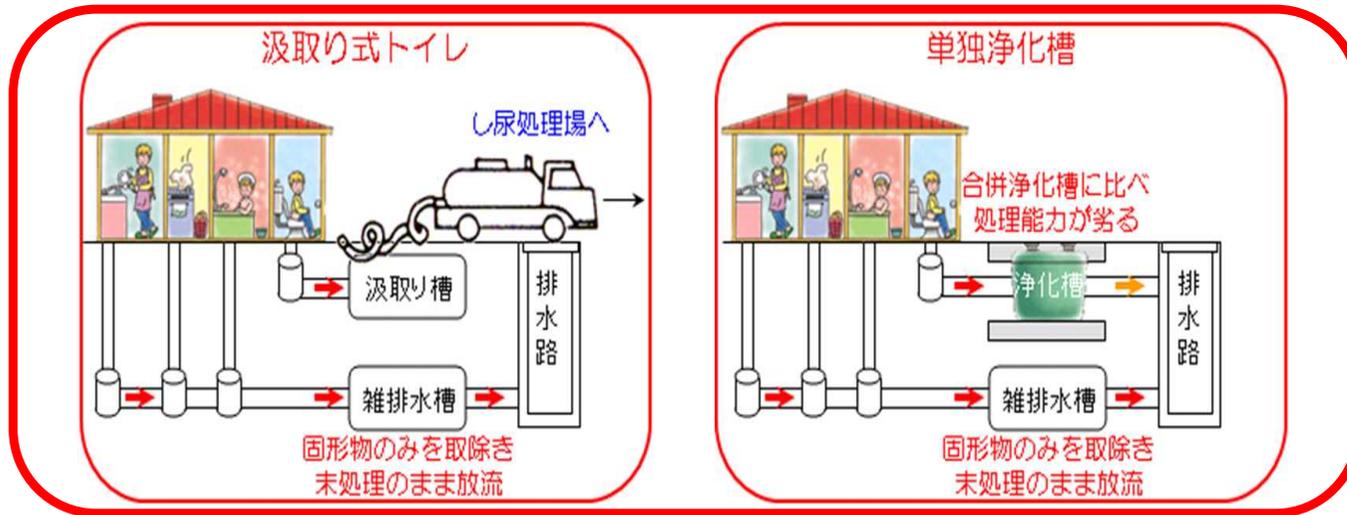
3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(3) 汚水処理施設の種類



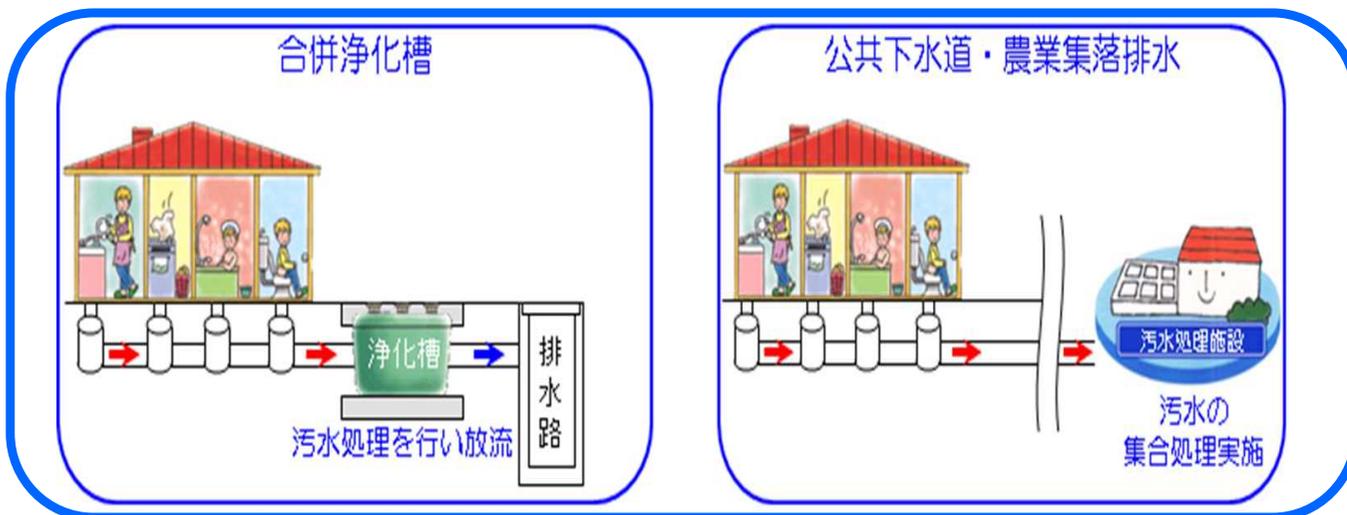
3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(4) 汚水処理施設の種類と概念図



公共下水道汚水処理
区域内の場合、浄化
槽などを廃止して下
水道への接続が必要

公共下水道汚水処理
区域以外の場合、合
併浄化槽に切替が必要

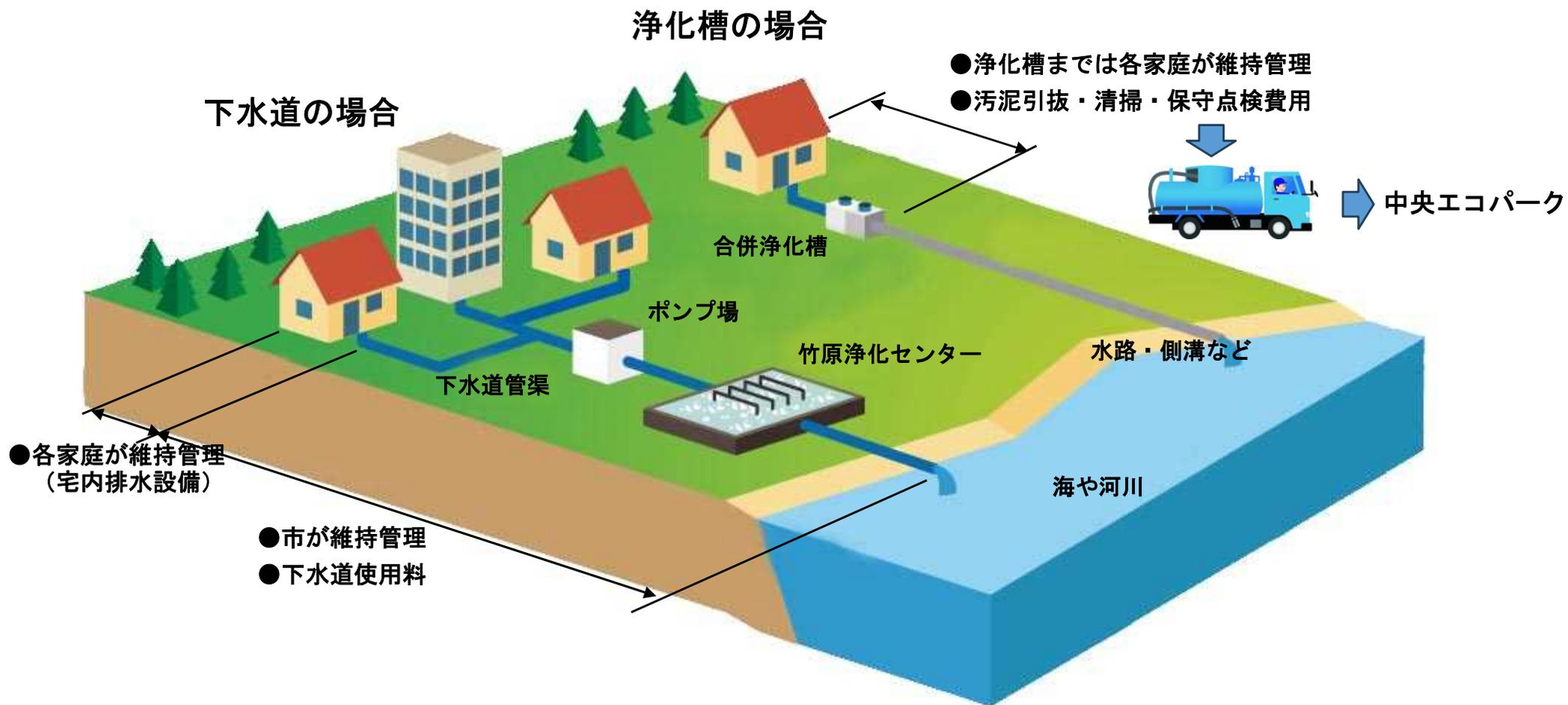


公共下水道汚水処理
区域内の場合、合併
浄化槽から切替が必要

公共下水道汚水処理
区域以外の場合、引
続き合併浄化槽を利用する。

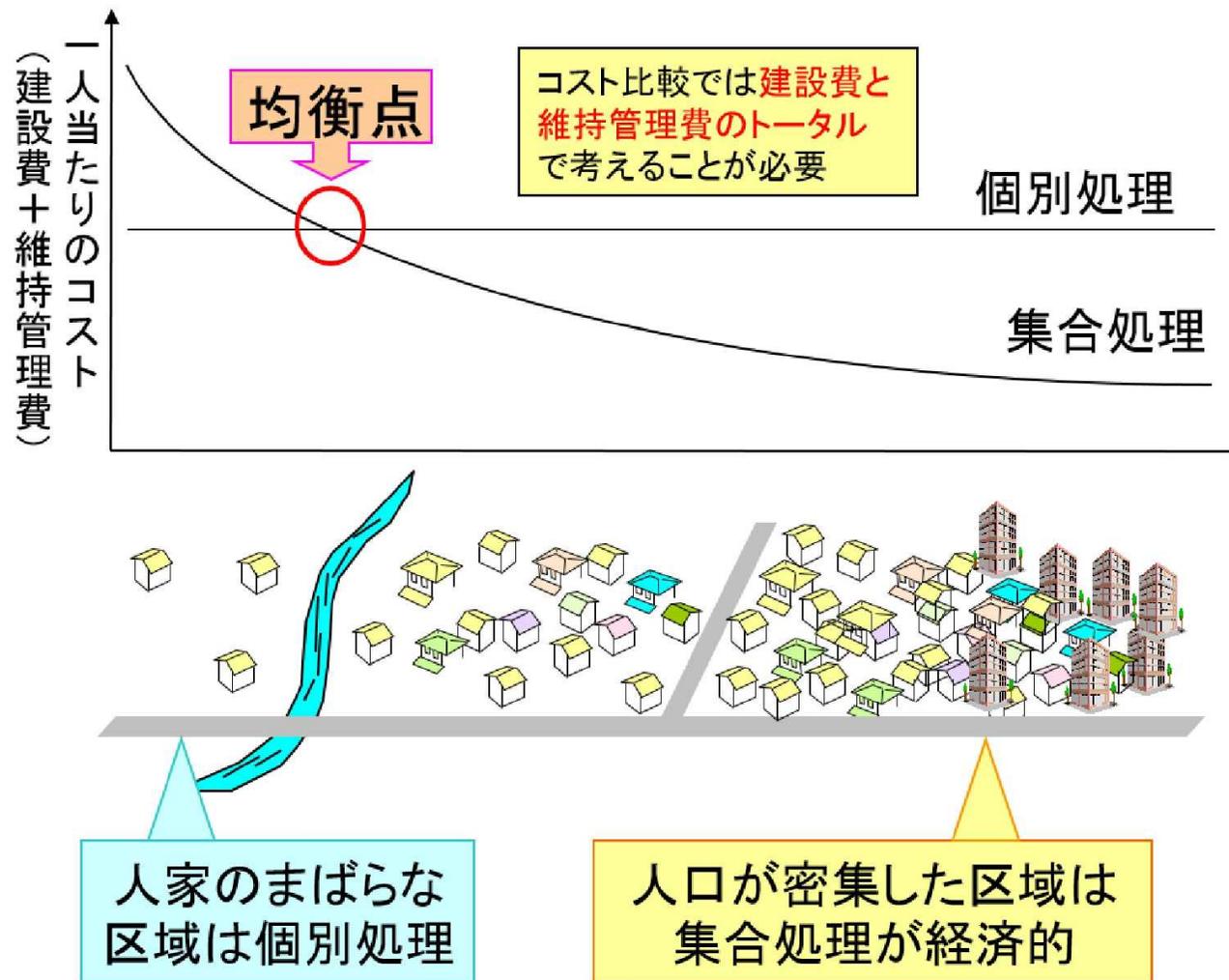
3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(4) 汚水処理施設の種類と概念図



3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

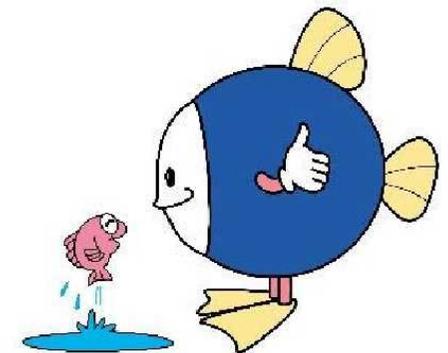
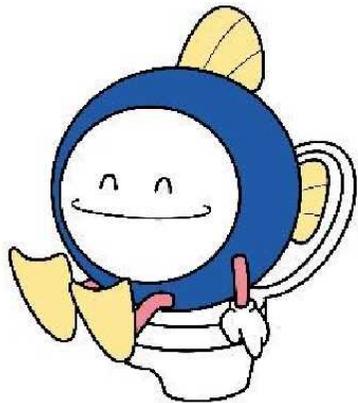
(5) 集合処理と個別処理のコスト比較の概念図



3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(6) 構想見直しの基本方針

汚水処理施設の未整備区域について、各汚水処理施設の整備手法について、経済比較を基本としつつも、整備に係る時間について国の方針に基づき、整備を概ね10年程度をめぐりに汚水処理の「概成」を目指します。



3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(7) 構想見直しの結果

【竹原処理区】

竹原処理区の下水道計画区域は、アクションプラン計画図による。本計画図に示した以外の区域については、集合処理（公共下水道）から個別処理（合併浄化槽/個人設置型）に変更します。

【忠海処理区】

忠海処理区は、公共下水道にて整備する予定でしたが、現在まで未着手であること、また、新規処理場等の建設、環境敷設等に長期間を要することから、忠海処理区全域を集合処理から個別処理に変更します。

3. 竹原市汚水処理施設整備構想（平成30年度）

(8) アクションプラン計画図

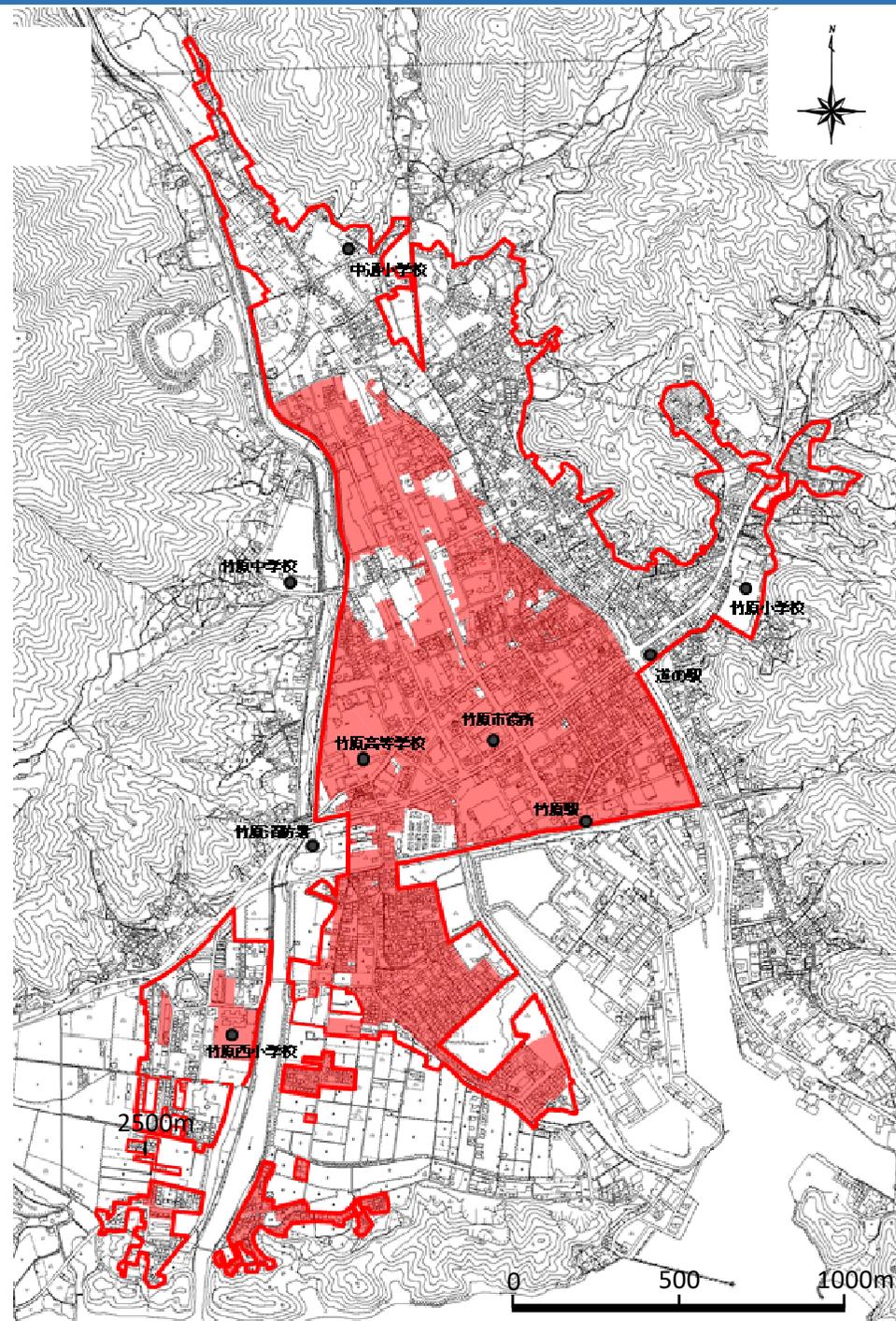
目標値(公共下水道)

令和9年度(中期構想)

- ・整備人口 8,221人
- ・整備面積 222.5ha
- ・計画汚水量 $2,317\text{m}^3/\text{日}$
- ・計画汚泥量 $30.0\text{t}/\text{日}$

名称	記号	色
公共下水道 (既整備区域)		赤ハッチング
公共下水道 (概成10年計画区域)		赤枠
個別処理(浄化槽)	上記以外の区域	

平成30年4月1日現在



4. 竹原都市計画下水道の変更

(1) 都市計画決定の経緯

種別	年月日	内 容
当初	建設省告示第64号 昭和38年1月22日	竹原市都市計画下水道の決定 排水区域, 管渠, 吐口, ポンプ場の決定
第1回変更	建設省告示第805号 昭和42年3月24日	ポンプ場の位置変更 ポンプ場の位置変更に伴う管渠の一部変更
第2回変更	竹原市告示第20号 昭和48年3月10日	排除方式を分流式に変更 幹線ルートを表示変更
第3回変更	竹原市告示第1号 平成2年1月11日	竹原西部都市下水路の廃止
	竹原市告示第2号 平成2年1月11日	竹原公共下水道の追加 処理区域(汚水):約697ha、排水区域(雨水):約697ha
第4回変更	竹原市告示第8号 平成8年3月4日	竹原終末処理場の名称, 位置及び幹線ルートの変更 排除面積の規定面積変更による表示変更
第5回変更	竹原市告示第70号 平成11年12月8日	処理区域:約794ha, 排水区域:約794ha 忠海汚水中継ポンプ場の削除 排除面積の規定面積変更による表示変更
第6回変更	竹原市告示第11号 平成25年2月12日	中央第1雨水排水ポンプ場の廃止

4. 竹原都市計画下水道の変更

(2) 竹原都市計画下水道の現計画について

- | | |
|--------------|---------------------------------------|
| 1. 下水道の名称 | 竹原公共下水道 |
| 2. 排水区域（分流式） | 面積約 794 ha(汚水・雨水) |
| 3. 下水管渠 | 終末処理場放流幹線：2箇所 |
| 4. その他の施設 | 終末処理場：2箇所
汚水ポンプ場：1箇所
雨水ポンプ場：6箇所 |

4. 竹原都市計画下水道の変更

(3) 竹原都市計画下水道の変更案について

【変更の理由】

本市においては、平成30年度に「竹原市汚水処理施設整備構想」を改定・公表しており、広島県においても令和元年度に「広島県汚水適正処理構想」を改定し、その際に本市構想も反映されている。

「竹原市汚水適正処理構想」において、汚水処理未整備地区を対象に、公共下水道・合併浄化槽の整備範囲を検証し、中期目標（10年）で公共下水道の概ねの完成を目指すこととし、長期目標として合併浄化槽にて整備を図るものとして、公共下水道の区域を見直した。

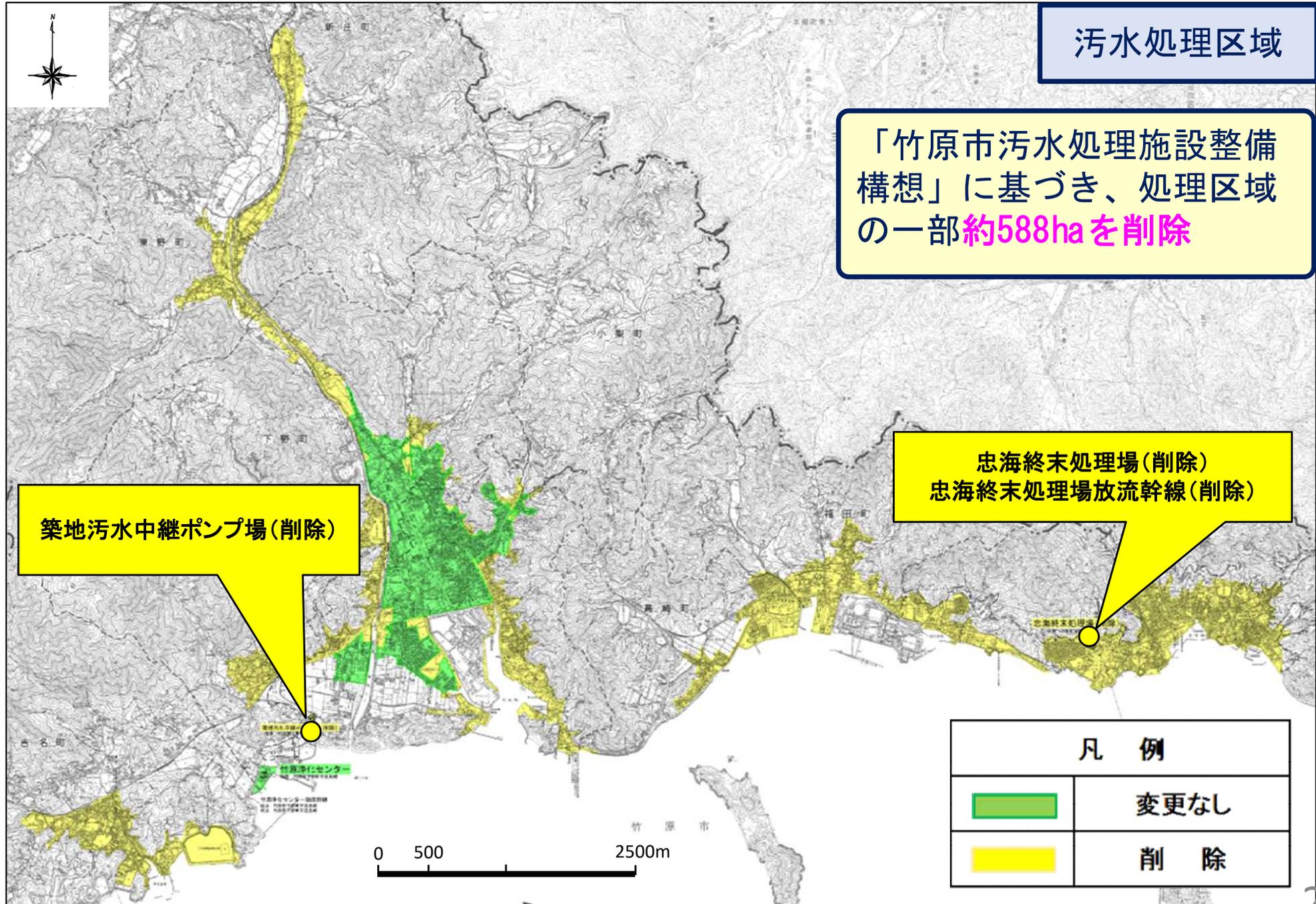
今回の変更は、「竹原市汚水適正処理構想」に基づき、下水道処理区域の縮小及び縮小に伴う施設（築地中継ポンプ場・忠海終末処理場・忠海終末処理場放流幹線）の廃止を行うものである。

4. 竹原都市計画下水道の変更

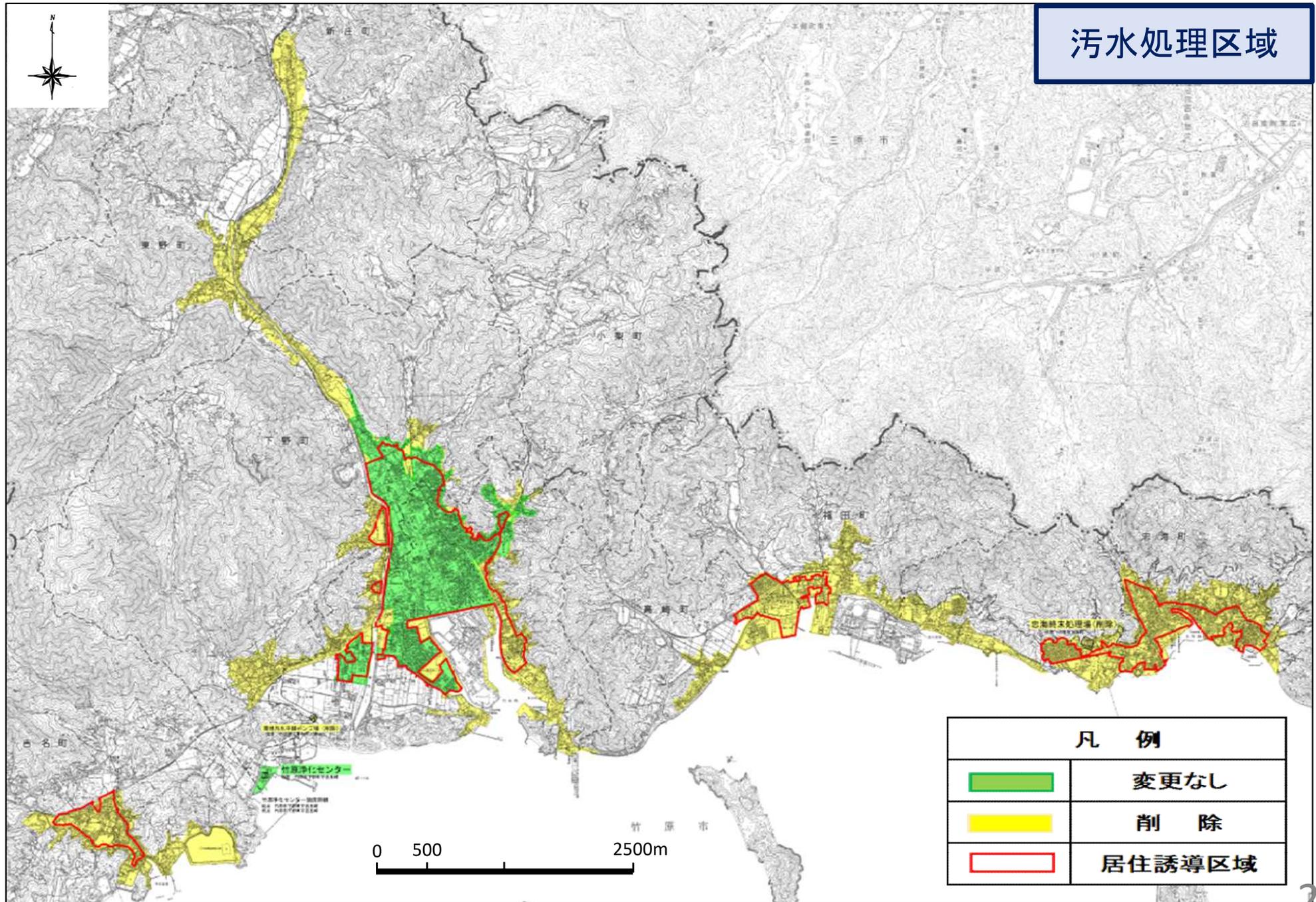
(3) 竹原都市計画下水道の変更案について

項目	変更前	変更後	備考
1. 下水道の名称	竹原公共下水道	竹原公共下水道	変更なし
2. 排水区域			
(1) 汚水処理区域	約 794 ha	約 206 ha	約 588 ha削減
(2) 雨水排水区域	約 794 ha	約 794 ha	変更なし
3. 下水管渠	2箇所	1箇所	忠海終末処理場放流幹線を廃止
4. その他の施設			
(1) 終末処理場	2箇所	1箇所	忠海終末処理場を廃止
(2) 汚水ポンプ場	1箇所	0箇所	築地中継ポンプ場を廃止
(3) 雨水ポンプ場	1箇所	1箇所	変更なし

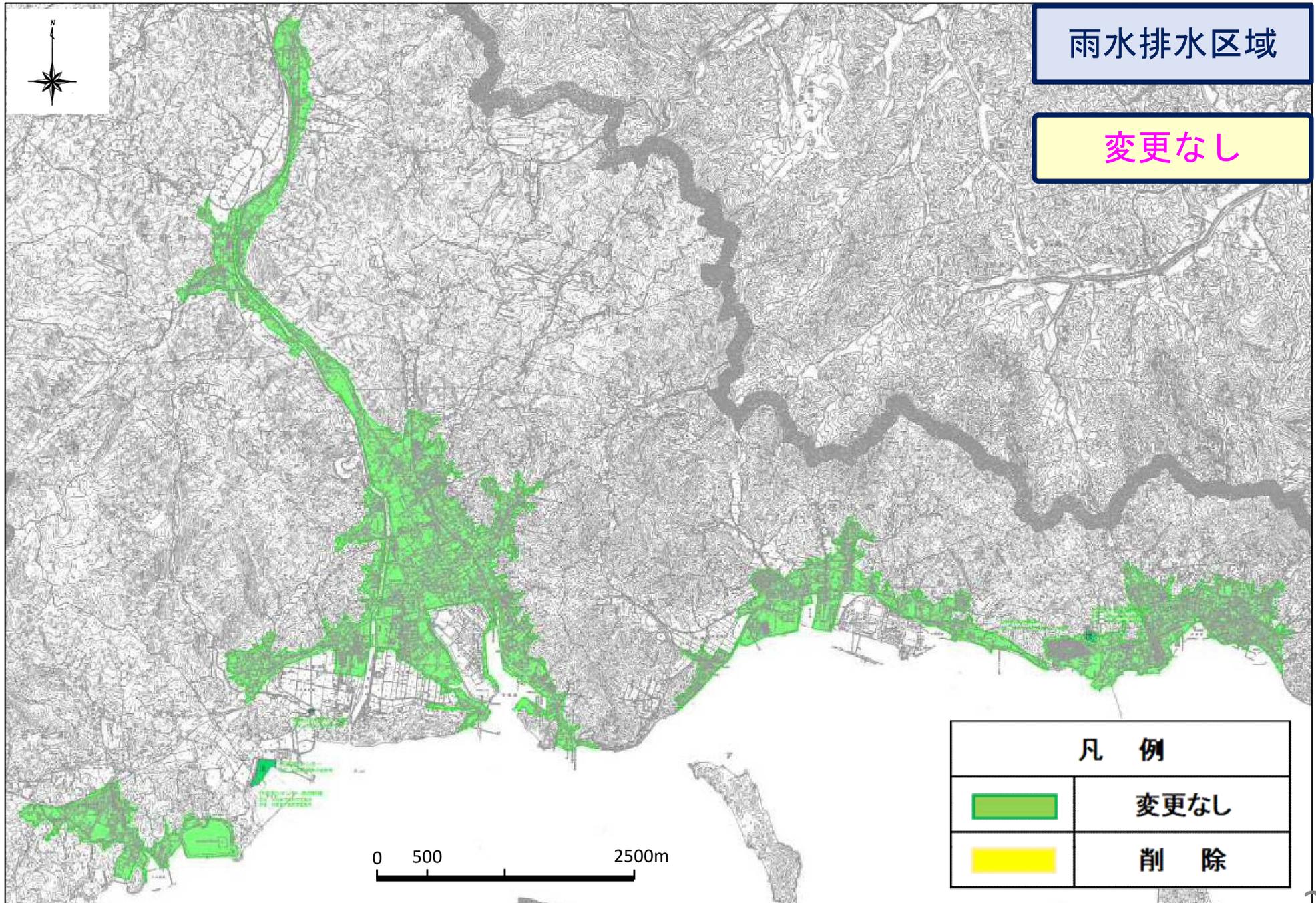
4. 竹原都市計画下水道の変更



4. 竹原都市計画下水道の変更



4. 竹原都市計画下水道の変更



4. 竹原都市計画下水道の変更

(4) 住民説明会の開催

忠海処理区

日時：令和5年11月5日（日）10:00～10:45

場所：忠海地域交流センター

参加者：38名

竹原処理区

日時：令和5年11月5日（日）14:00～14:50

場所：竹原市民館2階 第2・3会議室

参加者：37名



【出された意見と回答（抜粋）】

- ・ 忠海町の終末処理場は廃止と記載されているが最終的にはどうなるのか？
⇒ 汚水処理構想の中で忠海処理区の方は、今後10年で整備することができないため、合併浄化槽で今後の汚水処理を行っていただくようになります。
- ・ 竹原市の街中は下水を整備しているが、忠海には下水道を整備しないのは不公平ではないのか？
⇒ 市の汚水処理としては、公共下水道と合併浄化槽の2つの方法で汚水処理をしていく方針であるので問題はないと考えています。公共下水道区域の方は下水道につないでいただき、区域外の方は合併浄化槽により整備・更新を行っていただきます。

4. 竹原都市計画下水道の変更

(5) 都市計画変更のスケジュール

